

東京学芸大学附属図書館利用要項の一部改正について

改正理由：施設名の変更及びサービス時間の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
〔省略〕 第4章 館内施設等の利用 (<u>グループ学習室</u>の利用) 第15条 <u>グループ学習室(特別資料閲覧室を含む。)</u>を利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 本学の役員及び職員 (2) 本学の学生 (3) 館長が特に許可した者 2 <u>グループ学習室</u>の利用時間等については、別表1のとおりとする。 (その他館内施設等の利用) 第16条 その他館内施設等の利用時間等については、別表2のとおりとする。 〔省略〕 別表1 (第15条第2項関係) <table><tr><th>室の名称</th><th>利用時間</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 A (特別資料閲覧室)</td><td><u>開館時間から閉館時間 30 分前まで</u></td><td>視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先</td></tr><tr><td>1 B , 1 C , 2 A , 2 B</td><td></td><td></td></tr></table> 注) 利用は3名以上、3時間以内を原則とする。	室の名称	利用時間	備考	1 A (特別資料閲覧室)	<u>開館時間から閉館時間 30 分前まで</u>	視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先	1 B , 1 C , 2 A , 2 B			〔省略〕 第4章 館内施設等の利用 (<u>共同学習室</u>の利用) 第15条 <u>共同学習室(特別資料閲覧室を含む。)</u>を利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 本学の役員及び職員 (2) 本学の学生 (3) 館長が特に許可した者 2 <u>共同学習室</u>の利用時間等については、別表1のとおりとする。 (その他館内施設等の利用) 第16条 その他館内施設等の利用時間等については、別表2のとおりとする。 〔省略〕 別表1 (第15条第2項関係) <table><tr><th>室の名称</th><th>利用時間</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 A (特別資料閲覧室)</td><td><u>授業期平日</u> <u>8:30～21:30</u> <u>授業休業期平日</u> <u>8:30～16:30</u> <u>土日休日</u> <u>10:00～16:30</u></td><td>視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先</td></tr><tr><td>1 B , 1 C , 2 A , 2 B</td><td></td><td></td></tr></table> 注) 利用は3名以上、3時間以内を原則とする。	室の名称	利用時間	備考	1 A (特別資料閲覧室)	<u>授業期平日</u> <u>8:30～21:30</u> <u>授業休業期平日</u> <u>8:30～16:30</u> <u>土日休日</u> <u>10:00～16:30</u>	視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先	1 B , 1 C , 2 A , 2 B		
室の名称	利用時間	備考																	
1 A (特別資料閲覧室)	<u>開館時間から閉館時間 30 分前まで</u>	視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先																	
1 B , 1 C , 2 A , 2 B																			
室の名称	利用時間	備考																	
1 A (特別資料閲覧室)	<u>授業期平日</u> <u>8:30～21:30</u> <u>授業休業期平日</u> <u>8:30～16:30</u> <u>土日休日</u> <u>10:00～16:30</u>	視覚に障害のある利用者 又はその関係者優先																	
1 B , 1 C , 2 A , 2 B																			

別表2（第16条関係）

施設又は設備	サービス内容	利用時間
書庫	入庫 資料の出納	<u>開館時間から閉館時間 30 分前まで</u>
新聞閲覧室 及びコピー 室	新聞閲覧 コピー機の利用 プリンターの利用 自販機の利用	<u>開館時間から閉館時間 30 分前まで</u>
公費コピー 機	公費によるコピー機の 利用	平日 8:30～16:30
マイクロリ ーダプリン ター		平日 8:30～12:00 13:00～16:30

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

別表2（第16条関係）

施設又は設備	サービス内容	利用時間
書庫	入庫 資料の出納	<u>授業期平日 8:30～21:00</u> <u>授業休業期平日 8:30～16:30</u> <u>土日休日 11:00～16:00</u>
新聞閲覧室 及びコピー 室	新聞閲覧 コピー機の利用 プリンターの利用 自販機の利用	<u>授業期平日 8:30～21:30</u> <u>授業休業期平日 8:30～16:30</u> <u>土日休日 11:00～16:30</u>
公費コピー 機	公費によるコピー機の 利用	平日 8:30～16:30
マイクロリ ーダプリン ター		平日 8:30～12:00 13:00～16:30